

|               |  |        |  |        |  |                  |  |                                           |  |                             |  |                         |  |
|---------------|--|--------|--|--------|--|------------------|--|-------------------------------------------|--|-----------------------------|--|-------------------------|--|
| 第<br>号        |  | 職<br>名 |  | 氏<br>名 |  | 年<br>月<br>日<br>生 |  | 肥料の品質の確保等に関する法律の規定により立入検査等を行う職<br>員の身分証明書 |  | 令和<br>年<br>月<br>日<br>発<br>行 |  | 独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 |  |
| <div>写真</div> |  |        |  |        |  |                  |  |                                           |  |                             |  |                         |  |

(表面)

肥料の品質の確保等に関する法律(抄)

(立入検査等)

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二条の三、第三十一条第四項又は第三十一条の二の規定の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係る場所がある場所に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第三十三条の三第一項及び第二項並びに第三十三条の五第一項第六号において同じ。)を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第三項までの場合には、その職務を行う農林水産省又は都道府県の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 (略)

(センターによる立入検査等)

第三十条の二 農林水産大臣は、前条第二項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査、質問又は収去(以下「立入検査等」という。)を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 (略)

4 前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第七項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

(国内管理人に係る立入検査等)

第三十三条の三 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があるときは、センターに、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第三十条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による立入検査又は質問について、第三十条の二第二項から第四項までの規定は第二項の規定による立入検査又は質問について、それぞれ準用する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一五 (略)

六 第三十条第一項若しくは第三項若しくは第三十条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十条第二項若しくは第三十三条の三第一項若しくは第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者